

第二十六回
参議院通信委員会會議録第十五号

昭和三十三年四月二十五日(木曜日)
午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君
理事 鈴木 強君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷寅三郎君
宮田 重文君
森中 守義君
山田 節男君
横川 正市君
野田 俊作君

国務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

政府委員

内閣官房長官 石田 博英君
郵政省電波 濱田 成徳君
監理局長

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の会議に付した案件

○電氣通信並びに電波に関する調査の件

(放送による政府の広報活動に関する件)

(仲裁裁定に関する件)

○郵政事業の運営に関する調査の件

(仲裁裁定に関する件)

○委員長(劍木亨弘君) ただいまより
委員会を開会いたします。

郵政事業の運営に関する調査及び電氣通信並びに電波に関する調査を一括して議題といたします。

○山田節男君 これは官房長官にあら
かじめ私の質問の要旨をお諮り願つて
おけばよかつたかと思ひますが、そう
いふようなことがなかつたように了解
しますが、まあ石田官房長官のおやり
になつてゐることですから、一つ率直
に御意見を承りたい。

それは、石橋内閣が成立しまして石
田氏が官房長官になられた。たしかそ
の直後といひますが、石橋内閣に就いて
岸内閣になつても石田さんは官房長
官という地位にあられる。それで今度
政府の、内閣の一種の広報活動にラジ
オ・テレビジョンの放送を利用しよ
う、こういう思ひつきになつてゐる。

そうして同時に、内閣にその広報に関
する参与といひますが、そういうのを
そろえられた。これは私は新しいやり
方であつて、政治の動きを国民に直接
耳あるいは目を通じてやる、これは非
常にいいことだと思ふのです。ところが
御承知のように、今日放送法があり
ます、放送法はNHK並びに一般放
送、すなわち商業放送、これに對する
規制が行われてゐるだけであつて、今
までわれわれが新聞紙上等でお伺いし
てゐる点は、法規上これはちよつと何
とかしくなやういふ感じがしないか。

これに對して善意に解しても疑点があ
るものですから、官房長官においでを
願つて、あなたの政治放送なり、また
順次実施に移そうという御構想を承

わつて、私の意見も申し上げたい、か
ようなことですが、差しつかえなけれ
ば、現在おやりになつてゐる、また將
来岸内閣の放送を通じての広報活動の
概略をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(石田博英君) 最大の眼
点は、重点は政府と、特に政府のやろ
うとしておやりまふことと国民との距離
を縮めたいといふことが一番の主眼で
ございまして。政府のやろうとしてゐる
ことを完全に理解されて、いろいろの
批判を賜ふことはこれは当然であり
ますが、それが完全に理解されないとい
ふことは、これは結局民主政治を行
なつていくために一番大きな障害だろ
うと思ひますので、政府のやろうと思
ふことを広い、広範な国民層に知つて
もらふ、それから政治と国民との距離
を縮めたいといふことが最大の眼目で
ございまして。なおこのほかに、今、日
本では海外に対する宣伝活動というも
のはNHKの海外放送だけでありまし
て、海外で受信してくる通信という
ものをまだ日本ではやつておりませ
ん。かつて同盟通信の時代にはやつて
おつたのでありますが、やつておらな
いのであります。そこで、これは今ま
でまだ計画がすっかりできておりませ
んの、実施には移つておらないので
ありますが、英語だけで海外にまず第
一步として通信を行うという仕事を援
助したい、これが第二の仕事の目標で
あります。

そこで、第一の目標をやります上
にいろいろ考えられるのであります

が、たとえばポスターその他をもつ
て、政府がやろうとしてゐることを広
く国民に周知徹底するといふことも一
つでありましようし、また今内閣の審
議室の広報室におきまして、まあグラ
フのようなものを出版をいたしてあり
ます。あるいは官報資料版と申しまし
て、法律その他の解説を印刷して配付
いたしております。こういうものを
もつと大衆的に、あるいはもつと拡大
してやろうといふのも一つの案であり
ますが、その一つといたしまして放送
活動、これは非常に、新聞の第一面、
第二面といふものを読む階層は限りが
ありますが、耳から聞くといふことは非
常にやさしいものでありますから、
耳、目を通して、放送やテレビを通し
て政府のやろうとすることを国民各層
に知らせたい、総理はもちろんであり
ますが、閣僚その他も積極的にそうい
う機会を作つていこう、その企画、
あつせん、調整等の仕事をいたします
ために、内閣に広報参与といふものを
設けまして、常勤四名、非常勤二名を
委嘱いたしまして、このラジオ・テレ
ビを通じて政府と国民との距離を縮め
ていこうという企画の中に、NHK、
その他いわゆる公共放送におきまして
は、この声に応じたと申しますか、そ
れぞれ自分の自発的な企画をもつて放
送に就いて、それをそのつど実行に移
してゐる面もございまして、それから民
放の方におきましては、自分の方のス
ポンサーのつかないプログラムとして
企画をされて、いわゆるサス・プロと申

しますか、で企画をされて、これを実
行に移してゐるところもございまして。
それからスポンサーがついた企画、つ
まり政府以外の一般の民間企業のス
ポンサーのついた企画として実行に移
してゐるものもございまして。それ以外
に、政府側として定期的にやりたいと
思ひますことは、政府のやろうとして
ゐる、あるいはやつておやりまふ仕事に
ついて、国民の各層の中からいろいろ
な疑問点が出る、その疑問点をどなた
か、だれかに代表してきてもらつて、
それに政府のまあ担当官が親切に答
えていくといふ時間を作りたい、そうい
う趣旨で今、先週から一定時間を買
取りまして、毎週定期的に行おうとい
たしておるわけであります。

大体今やつておやりまふ計画は以上
の通りでございまして。

○山田節男君 これはまあ時の政府
が、新聞以外のマス・メディアを通じ
て、たとえばラジオ、テレビジョンを
通じて広報活動を行うことは、これは
私、先ほど申し上げたように非常にい
いことと思ふのです。現在までの公共
放送あるいは商業放送を通じて、たと
えば国会討論会であるとか、あるいは
ラジオにおいては、午後十一時から国
会だより、あるいは各会派の代表者の
ような者が集まつて、各政党の政策を
周知せしむるようなことをやつてお
るわけです。おそらく官房長官の構想と
しては、それ以上の、今おっしゃるよ
うに、政府の、岸内閣のやらんとする
点をもう少し直結せしめて、新聞以外

のマス・メディアをやろう、こういう御構想だと思うのですが、そういたしますと、現在の公共放送、商業放送を通じてやっておる、いわゆる国会討論会、あるいは国会だよりとかいうようなもの以上に、いわゆる岸内閣の、たとえば特定の政策はこういうもの、というふうな方面の広報活動もその中に入るのかどうか、この点はどうか。

○政府委員(石田博英君) そういふことよりは、たとえばそういう討論会とか、あるいは国会だよりとか、あるいは時事解説とかいうものを聞いて理解して——特別に聞くとか、そういう人たちが、もつと広範な、そういう表現が悪いかもしれませんが、まあ家庭の奥さん、あるいは日ごろ新聞の第一面等にあまり興味を持たない人、そういう人に、時々、素朴な質問を通じて、疑問を通じて政府の施策をわかっていただきたいということが一つあります。あわせていろいろな問題や質問等を募集いたしまして、そしてそれに積極的に答えると同時に、その質問を通じて国民の気持というものがくみ取っていき、こういうことでありまして、ねらっておる層はもっと広い、広範な層に対して、言葉は悪いかもしませんが、政治に対する関心度の低い者に対して、政治との距離を縮めたいということでございます。

○山田節男君 その構想は前申し上げたように非常にいいことなんです、ただその構想の内容がですね、内容がただ単に政府の回覧板あるいは告知板という程度のある特殊のサブゼクト——これはこういうつもりなんだと、あるいは民間から投書が何かで、これは一

体政府はどういうつもりでこういうことをやるのですかといえ、これに対して平易に答えるという程度のもので、ですね、その限界を私は実はお聞きしておる。なぜ私が聞くかといえ、放送法の——これは二十六年にできた放送法ですが、この放送法を立法当時に、いろいろな番組編成であるとか、もちろんこの一般放送——その当時占領軍政下でありましたけれども、それ以外にGHQのプレス・コードといふものがあつた、これは新聞放送行政——これはやはりそれを取り入れて、たとえばこの放送法の第四十四条、これがいわゆるプレス・コードであつて、これはすべてのマス・コミュニケーションに適用すべきものだ。そこで、私が質問しているのは、岸内閣がラジオ、テレビジョンを利用して広報活動をしようにとすることが、これは一つの政治的な活動であるかどうか、ここに非常なデリケートな問題がある。これは申すまでもなく、一九三四年にアメリカで連邦通信法を作つた。この三百十五條にいわゆる選挙放送というものがあるわけなんです。これが当時非常な問題になりました。それでまあ向うは二大政党でありますので、それで党の中で一つの妥協案を作つちやつて、選挙放送だけにこれは平等に使つてやろうというので、選挙放送に關してだけはこの政治放送はできると、こういうことにきめた。これが日本のいわゆるこの四十五條ですね、いわゆる各候補者は公共放送、あるいは五十二條には、商業放送も有料であろうと無料であろうとを問はず、同等に選挙放送ができる、これは日本の放送法の中に実はそれを入れたわけです。それ

で、この今私が再三お伺いしているのは、思ひつきは非常にいい、構想は非常にいいと思うんです。ただ、御承知のようにこれが一つの国会だより、あるいはテレビで毎晩やっているニュースの焦点——第三者がニュースを解説する、あるいは第三者が政府の意図しているもの、これはもう一つの解説的な放送と、たとえばあなたが岸内閣の官房長官としてマイクの前には立つ、あるいはカメラの前には立つてやる、その差が非常にこの放送法の改正のときデリケートになつてくる。ですから最初に私が申し上げたように、ただ単に回覧板、告知板的なものをマス・メディアを通じてやるんだと、今あなたのおっしゃつたようなことは、ミッチャー・ハーチャンのような新聞を讀まないような人に見せてやろうと、徹底させてやろう、これは非常にいいことなんです。ただ、今申し上げたことは、これが一つの政治——一政党としての、与党としての政治活動として出てくる場合には、この公共放送はむしろ民間放送の場合においても、これはできない。と申しますのは、このやはり同じ年に作つた、この放送局開設の根本基準というのがある。これは規則でありまうけれども、その法律と同じような実効力を持つてゐる。この第三条によりまうるといふと、これ明らかにやはり不偏不党でなくちゃいかぬ、特殊の宗教あるいは特殊のイデオロギーのものをまあ放送しちゃいかぬという、まあこういうふうになつてゐるのですから、この点が非常にデリケートな点なんです。それからもう一つ、私がちよつと、非常にいい構想だけれども、現行法の解釈からすれば

疑点があります。これは、率直に言うところは民間放送、商業放送のサポーター・プログラム、今まではサス・プロといふことをおっしゃつたけれども、サス・プロというのは向うがやるんだ、スポンサー・プログラムをやるために今数千万円をとつたのだ、これは過般三十二年度の予算の審議のときにも、分科会でこういうような質問をしたところ、そういうような答弁があつたものですから、そこで、この放送する仕方というものが一つの問題になる。それからなぜ公共放送があるに、公共放送と同じ拘束を受けておる、プレス・コードに縛られてゐる民放を、わざわざ有料な民放をもつて利用してマス・コミュニケーションをおやりになるのか、こういう私は疑問があるわけですが、そういうことは、今あなたのおっしゃつた程度のもので、先ほどおっしゃつた程度のもので公共放送、あるいは商業放送を通じてもつぱらサス・プロでやるのだ、そういう御構想ですか。

○政府委員(石田博英君) NHKから自分の御企画のものは持つておいでになつておられます。それからほかの多くの民放の中のあるところから自分企画をサス・プロで持つておいでになつておられます。またスポンサーをつけて持つておいでになつておられるものもございます。それぞれ実行に移しておるのでございます。しかし、どうもそれぞれ程度が高いのであります。そして私どもの考えております、さきからよく申しますような目的とは沿わない面があるのであります。しかし、公共放送に対して政府がこういう意図を持つて時間をやりたいからとい

うようなことを申しますことは、やはりそれこそ、その編集権の干犯にもなるようにも思われますので、政府は一定時間を買つて、そうしてそれによつてその政府の目的とする趣旨を徹底したいと思つてあります。そこで取り上げます問題、あるいは質問者等は、その放送局におまかせをしておるわけでありまして。ただ私どもの趣旨だけは徹底して、つまりうんとまあ新聞の第一面を讀まないような人にならざるの目的なんですね、そこでその専門家同士が程度の高い議論をするのが目的じゃないのであるから、質問者等、あるいはその他については、そういう趣旨をよく御理解を願ひたいといふことはあらかじめ申してあります。

○山田節男君 これは、私は決して野党の立場にあるものだから言うのじゃないといふことは一つ十分御理解を願つた上での私の質問と解釈をしてもらいたいと思つてゐる。で、これは今日政見、まあ二大——岸さんがきょうも、まあ何度も二大政党主義だといふことを言つておられた。これは私も非常にいいことだと思つてゐる。まあよしんば二大政党に現在なつていなくても、たとえば参議院のごときは、これはもう小党派がありますけれども、しかし、もし今あなたが構想として持たれるラジオ、テレビジョン放送により政府の政策を大衆化して周知徹底せしめるといふことは、これは非常にデリケートです。いわばこれは一つの政治活動になる。これは先ほど申し上げるサス・プロだけでも、この解説をする、解説放送をする、これはまだいいのです。ところがこの主体に、内

閣の官房長官のもとに広報部がこれが主体になって企画し、そうして時間を買つてやるといふことになりまして、この点が、私はもう少しこの放送法の精神ですね、これは私は私はいろいろ考へてみたのですが、もしどうしてもやるならば、いわゆる今のこの選挙放送、これはまあ別個の問題です。できればこの公共放送、無料でもって政府与党もやれば野党もやり得るのだと、これはまあ今日の三十三条において、政府の命令によつて国際放送をせしむる、または費用は國が負担するといふようなことになつてゐるわけですが、これはやがてまあその放送法も改正するのですから、そういうときに一つの新機軸として、やはり一つのチャンネルとした届出ある政党について、公共放送においてこれはちゃんと限られた時間においてもなし得ると、まあそういうようなことにすれば、いわゆる放送そのものの民主性というものが保たれながら、しかも今あなたのおっしゃつたようなことが定められた時間におのおのその放送をやり得る。ただ単に解説でなくて、政党の者が言い得ると、しかし、その一部のものは、今申し上げたような国会討論会、いろいろなところでその当事者が別にやつておるのですから、国民にはわかつておるのです。ですから、それ以外のものをミーチャン・ハーチャンにちにかんで含めるように知らせる、これが政治活動か、あるいは広報活動か、政府の広報活動か、これは野党に立つて言う立場でなくして、第三者から見ても、これが政治活動がでない。このデフィニションというものは私は非常にむずかしいと思ふんです。ですから、この点

を、プログラムの度合いと申しますか、あなたの目的はいいんですよ、けれども、そのプロセスにおいて、そういうような放送法の精神を、民間放送でやつても、公共放送でやつても、これを侵犯するものじゃないか、そういう疑いがあるの、あなたはそういうことはよく御存じだし、十分研究の上でやりになるんだらうと思ひますので、あなたの御見解を聞きたいと思つておるわけです。

○政府委員(石田博英君) 私どもは、決して、今日自由民主党の内閣でありまして、主眼とか、あるいは対立してゐる議論を、一方を代表してやろうというわけではございません。政府がやっておりますこと、あるいはやろうとしておりますことについて、さつきからよく申します通り、親切に丁寧に説明をしようとするにとどまるわけでありまして、特に、政府は、両党対立の一方的なものではなくて、やはり理念的には國を代表するものでありますから、そして、それは制度上もその責任があるわけでありまして、従つて、政府がやろうとしておることを、できるだけ親切に国民に周知徹底せしめることは、むしろ政府の責任である、私どもはそう考へております。従つて、この放送はあくまで親切に説明をするという範圍を出ないよう留意して参るつもりでありますし、それから問題の取り上げ方、あるいは質問者の選び方等について、具体的にはこれは全部おまかせするわけでありまして、抽象的には、目的はここにあるんだ、つまり、あまりむずかしい話になるようなことでは困りますから、やさしくする

るよう考へてもらいたいというだけの注文はいたしております。

○山田節男君 私が今申し上げたように、選挙放送以外は、政治放送というものには平素だつたらできないわけなんです。たとえば、アメリカ大統領を見ますと、毎週の定期新聞記者会見、これがラジオなりテレビなり、それは非常に大じかけなものであります。例のハーゲーティという新聞記者、有名な人がおられて、このアレクシメントなんか見ると、まことに一つの芝居を見てゐるやうだ。これはもうラジオもテレビも全国放送で、そして、あらかじめめめた新聞記者の質問に対して、大統領みづから立つて、それに対して解説といひますか、方針を述べるわけなんです。これが一つのやり方だと思ふ。それからもう一つは、これは、ことに、ルーズヴェルトがラジオでもよくやつておりました、イギリスでもよくやつておりました、政府の特権として許されてゐる、いわゆるスピーチじゃない、フアイアー・サイド・チャット、戸辺談話式のもの、これは一つの説明的のものになつてゐる。そこにはもちろん主張はありますよ。あるが、プレス・コードにさきならない程度の、しかし、これは政府がやつておることは何だといふことは当然言えることですから、だから、新聞以外にラジオ、テレビを通じて一つの談話ですね、談話式のものならばいいんじゃないか。それはもう各国がやつてゐる。ところが、政府だけでもって、おれはこゝろが、たとえば憲法改正といふものはこゝろが、たまたま意圖があるとか、あるいは再軍備はどうしなくちゃいかぬのだといふやうな、そういうトピックスにさきわたつて、

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

た確信をお持ちになつておられますね。

○政府委員(石田博英君) この政府の時間でやろうと思つております問題は、憲法改正とか、あるいは再軍備問題とかいふような政治問題の政府の立場というものを説明する意圖はございません。出席者も、事務当局を主にいたすつもりでございます。事務当局がそれぞれ今担当しておる問題について、国民の疑念に答へていく。それは、質問を集めて、そうして集めた質問にそれぞれ関係の事務当局をして答へさせるといふ方針をとるつもりでございます。ただ、初めのうちは、どうも事務当局ですとかたくなりますので、私がそばについてやわらかくするあんまりの役割くらいは勤めるつもりであります。けれども、だんだんなれてくればやめるつもりであります。

が多額の国税をもつていわゆる広報活動に使う。これは、今申し上げたように、外国へ通信なさる方法だ。これは私はいい。ただ、国内放送あるいは海外放送を独自に使うことは、今の放送法三十三条によれば、国際放送はNHKしかできぬわけですから、政府委員石田博英君「その放送というのじゃないんです」と述べますから、おそろく国内放送だけだろうと思う。そこで、政府がスポンサーになって時間を買って放送するというこの行為自体が、これまた、今まで欧米にはございませぬ、私調べてみました。しかし、今申し上げたように、大統領とかあるいは総理大臣なりあるいは官房長官が今の何といたしますか、ある問題については国民に知らせるというのは、これはもう当然ですけれども、そうでないいわゆる広報活動ということになりますと、今申し上げたように、広報と政治活動との境界は、一九三四年、これを作ることも非常に激論があつた。それで選挙放送だけは登録した人に対しては無料で堂々と使わせる。これは日本の放送法の中にもうたつてある。これは国際的な共通な原則になつていく。ですから、政府が有料で放送するという前例を作ると、たとえば、社会党あるいは自民党以外の政党が政権をとった場合、今は、三千万、五千万あるいは、テレビをやればスポンサー料が高いですから、おそろく億の金がないとできない。そういうことになりまうと、国税を使って政府がスポンサーになる、こういう前例を将来に残すことがいかにどうか。あなたとしては非常にいい企画を今度おやりになるのであるから、悪いケースをここに

作りになると、この次出たものは、早くいけば社会党がなつた場合、今度一億五千万円使え、じゃんじゃんやれというふうになるということは、これは私は放送自体を政府がこつとすることになりますので、そこに限度というものを守りたいし、そこに非常な危険があるというおそれを持ちますので、私はしつこいようですけれども、そう申し上げたのです。で、私はこれ以上は質問いたしません、今のあなたのおっしゃる程度ならば決して危険もないし、大した冒険でもないと思ひますけれども、しかしこれはさらに官房長官として広報の職務、その放送を公共放送にやる場合も一般放送による場合もちゃんとこういうワケがある、そのワケを逸脱すると悪い前例になる。で、私はあなたの構想を新聞で拝見したとき、なぜ公共放送を利用しないか、なぜ民間放送にたよるか、これも私は、失礼ながら、石田官房長官として放送の重要性というものと放送法の精神というものを一応知つていただいておれば、ああいうことはやらないと思う。で、私はおそろくNHKもやろうというくらい希望はあるんじゃないかと思ふのです。ところが、なぜスポンサーになつて商業放送にやらせるのか。これは一つの新しいケースであるだけに、これまた慎重な態度をとつてもらわないと、今日の商業放送というものは、なるほど二、三のネットワークができてきておられますけれども、カバレッジはきわめて低い。そうしますと政府は、北海道、東北、関東それから中部、近畿、九州、四国というふうな、そのラジオ放送を通じてやうということになると、これは費用も

かかるし、能率が上らない。それよりも全国のネットワークの二つの放送網を持つておるNHKを通じてやれば、今おっしゃつたような津々浦々にまで一ぺんにできる、それをなぜ公共放送を政府が利用しないのか、何を好んで商業放送に依存するのか、これも私はあの構想を拝見したときに直感したことなんです、これにはどういふような事情、あるいは御意図があつてあつた結果になつたのか、これも一つ一つに承つておきたいと思ひます。

○政府委員(石田博英君) NHKからいろいろな企画が参つております。従つて、その企画には積極的に応じて、そうしてそれらもろろ利用してやるつもりであります。それから商業放送を利用したというのは、さつきから申し上げておりますが、私どもの方のねらつておるねらいとちがはうな点がございますので、まず、ざつとばらんに申し上げますと、雑誌という総合雑誌のような編集といひますが、そういうのが非常に多いのであります。が、大衆雑誌のようなねらいの企画といふものがあまりないわけでございます。しかも、NHKは政府の監督下にある機関だけに、それに対してこちらからは具体的に注文をつけていくというふうなことは、それこそ放送法の精神にも反すると思ひましたので、NHKの自発的な御企画に対しては、これに積極的に協力して、またわれわれの方もどんどん出ていくようにいたしてまいります。NHKに対してはそういう事情にあるのであります。

それからどういふわけで商業放送を選んだかというのは、逆に商業放送に

ついては、今申しましたこういう目的であるというのを理解していただきまして、そうしてその理解のもとにこの時間を作つてもらう。それからこれに対して、どういふわけでその局を選んだかと申しますと、これはまあ純然たる事務的な選考によつたものらしいのであります。何か入札みたいなことでやつたように聞いております。正確なことは、もしあれでしたら田中副長官が知つておりますから……。これは入札か何かでそういうような方法でやつたように聞いております。

それから、先ほどから放送に當つての心がまえについていろいろお話がございましたが、御趣旨の通りの線に沿ひましてやつて参るつもりでございます。その点は十分注意して行つてまいります。それから問題の取り上げ方、あるいは質問等も局の方で選んだものに対して、こちらから責任者である取扱いの事務担当官を説明に当らせる、こういう方法で参るつもりであります。

○山田節男君 これは念のために申し上げておきますが、今申し上げたように、ただ単に広報部の参予というぐらゐの程度の人々が現場でテレビかラジオで説明する、あるいは報告するといふようなこと、これは私は解説ぐらゐの意味でいいと思ひます。いいが、国民の要望するのは、これも必要です。大衆雑誌の文芸春秋をもつと格下げたようなものでおやりになる。これも一応私は内容を見なくちゃわからぬけれども、一つの思ひつきだと思ひます。ただし、少くとも政府が責任を持つて、政策の周知宣伝ということじゃなくても、少くとも政府がやると

いうことになるならば、これは私は少くともやはり官房長官あるいは総理大臣、あるいは特殊の國務大臣が、今申し上げたように、単なる演説じゃなくして、ほんとうに周知徹底するようなやり方は、話し式のものでやる、これならば私は公共放送でもできると思ふ。何を苦しんで数千万円の金を使う必要があるかということです。ことに政府が商業放送のスポンサーになるという例はこれにはございませぬ、絶対に。ですからこのこと自体、私は非常に何といひますか、危惧の念を持っています。何を苦しんで商業放送のスポンサーになつてまでやるというのを考えなくとも、いわゆる周知徹底せしめる方法は幾らでもある。

それからもう一つ必要なことは、どうも新憲法以来、これは社会党が政府をとつたときには私は苦言を呈した。政府そのものは相當な尊敬を保持しなければいかぬ。何も大衆にこびる必要はない。アメリカにしても、イギリスにしても、政府の政策の周知徹底といふことについて、大統領が、あるいはダレスが公式演説をすることがありますけれども、これは政府である、こゝういふことです。一ついばるといふことじゃなくて、尊敬さといふものを政府は持たなければならぬ。民主政治になれば何でもかんでも雑駁にいへばいいのだ、これでは私はほんとうの民主政治といふものは成り立たない。ですから、そういう政府がエリシメントを作つて、その専門家をもつてちよいち大衆雑誌的なものを放送するといふことですね、これはうまいければよろしいのでございしますが、悪いくと、政府自体の尊厳を、国民に対する印象

というものを非常に低くするのじやないか、こういう私は憂いさえ持つてゐるわけですから、これは私はもう決して野党、与党というような立場でなく申し上げたのでありますから、一つ初めのケースであるだけにあらゆる角度からやっていたらいい。

それで今大衆雑誌的なものをするとおっしゃいますが、相当専門のスタッフには違ひないと思います。しかし、これは新聞記者あるいは放送記者のセンスでもってそういうことを一べん出してしまふと、今あなたのおっしゃった逸脱したものであった場合、大きな政治問題になつてくるという実は危険もあるわけですから、どうか一つこの点には念には念を入れて、あなたの意図されている点を、一つワク内を逸脱しないように、政府みずからやつたという前例を作らないように、一つ十分の御考慮を払つていただきたい、こういう実は私は強い願望を持つてゐるわけですから、どうぞ一つお願いいたします。

○鈴木強君 関連しますが、私、初めて国会に入つて参りました、今官房長官から今度の広報活動についての構想を聞いたのですが、まあ新聞にも伝えられておられますように、今あなたのおっしゃつたように、政府としては行政策上の告示とか、あるいは解説をするのだ、こういうことを言つておられるようですが、お話の中で幾つか私は矛盾を感じましたので、大へんお忙しい時間でしょうが、この際明らかにしておきたいと思ひます。

まず、今の政党政治が、いわゆるあなたは確かに党の役員をやつておられないが、極端にいへば、岸総理大臣は党

の総裁でもあるわけですから、そういう点からいふと、この施策上の告示なり解説というものに限つておっしゃるけれども、実際国民が心配するのは、時の政府は与党である、そうなると実際に行政面における告示や解説をするといつても、実際にはその政策というものが入つてくる、こういうことを私は非常に心配するのです。ですから、いろいろと邪推や憶測をしてはいけないので、すけれども、歴史的に考えてみると、終戦十年たつて、緒方さんの当時に情報局を設置するということも聞いておりましたし、最近では放送法を改正して、われわれから言ふと、ある程度の言論の統制というものを考えるようなお考え方もあつた。そういう点から非常に心配しておつた。ところが、それがなかなか思うようにはいかないのです、非常に、国民が聞いてもなるほどというようなことをおっしゃつて、そうしてそのことが今言つた行政上の告示や、あるいはその解説をするのだということに名をはかり、実質的にはそういう制度の活用をやるのではないか、こういうことをわれわれは心配する

し、これが現実には、われわれがよくこれからの放送の内容を聞いてみましても、ここは断言できませんけれども、これは紙一重に心配してゐるのと私は思ひます。もしおやりになるのであれば、考えなければならぬ点があるのじやないか。その点を御質問したい。

まず聴取者の問題ですが、今日NHKが約一千三百八十万人の聴取者を持つておられます。これは全日本の世帯数の七七・一%に當つてゐる。こういう

膨大な聴取者を持つて、しかも、これが公共性ある事業として公平に放送をなされてゐる。今官房長官が放送法の建前から政府が監督してゐるから、政府からこういうふうによつてくれ、ということ、これは確かにおかしいことになる、こうおっしゃる。それはそれでしよう。しかし、これからの新しい広報活動としては、民放と公共放送というものと二つある。ですから、政府としてはこういう考え方で広報活動をやりたいという御説明は、少くとも私はNHKに対して申し上げることは一向電波法の侵犯ではないと思ふ。こ

ういふ構想を政府が説明して、それに基いておそろくNHKが、私の方はこういう考え方でやるということが出てきてゐると思ふし、またこれは直接スポンサーになつてはならぬようだし、代理店告発業者にやらせるようになってゐるのです、そういう人になつてゐる話して、それがその人たちにある程度自主性を持たして、この放送法に基く放送番組というものが、公共の立場からやはりやられるわけですから、そういうふうにして、おそろく民放がこうやる、NHKがこうやるという意見が政府に來てゐると思ふ。そこで、従来大衆的な放送がNHKではおそろくなかなかうまくいかなかったから、こういうことをおっしゃる。そう

いふことは、政府がおっしゃる、こうあるべきだということをおっしゃるならば、大衆的なあまねく公平にやることは差しつかえないのだから、そういう立場に立つてわかりやすくやるのですから、技術的な問題ですから、これはでき得ることと思ひます。にもかかわらず、そういうたくさん聴取者がい

るNHKに対して、あなたに言わせると、放送法からいふとおかしいから、こちでやる義務はないのだ、こういうことをおっしゃつてゐるのだが、その辺はもっと考え方を明確にして、話し合ひの中から、もっとくだけたものにするとはより意味があることですから、できると思ひますし、そのことをやるのが電波法に抵触するものではないと思ふ。そういう点が、あなたの言つてゐる中で、われわれから見ると、きわめて理屈がちがはぐになつておる、理論に一貫性がない、ということ、その点が問題したい一点。

ついでに、いま一つお伺ひ申し上げますが、内閣の広報参事室から、四月から六月の計画表をいただきました。これを見ると、あなたは家庭におつてとかく一面、二面記事を読む機会のない人たちに、また読もうとする意欲のない人たちに放送すると、こうおつ

たの時間を見ますと、たとえば北海道放送は日曜日の三時から三時半、こうなつてゐる。それからラジオ北陸を見ますと、四時半から五時半までと、こうなつてゐる。もう一つは、深夜にわたる問題としては、ラジオ新潟が二十二時三十分から二十三時まで、こうなつてゐるのですが、たとえば北海道の場合ですと、おそろく家庭の婦人というものは、農家の人で野らに出て仕事をやつてゐる時間です、と私は思ふ。ですから、各放送局とも大衆家庭婦人が野らから帰つてきて、飯を食つて、ちよつと一休みするころをねらつてやる。そしてその隙間がかりに金がかかつて

も、使ふべき金は使つてもいいと思ふ。政府にそういう親切があつて、みんなに聞かせるという気持があれば、あえてそういう金を使つてもやらなければならないのですが、深夜の二十二時、三時などに、野らから帰つた人など疲れてしまつて聞いている人はいないです。そういうことまで具体的に配慮しないかということが、これはあなたの理論からいつても納得できない。番組編成については、質問者は全部おまかせする、こうなつていますが、これはたまたま二十日ですが、この前の、例のニッポン放送でやつてゐるのを聞きました。その次の日の、二十一日の朝日新聞を見ると、スポンサーの問題にしても、政府は出演者が気に入らないからといって、第一回のときにも、現に千葉さんと坂西さんの二人を政府の方で切つてゐるんじゃないですか。こういう点からいつても、やはり自分の方で都合の悪い人たちは、何かしら政府の方でもつてけなすということでは、それはもうすでに放送番組の自主性に関与することであつて、あなたの方で質問者は全部おまかせするといつても、現に第一回の放送のときにやつてゐるじゃないですか。それはまるつきりわれわれをこまかしてゐるやうに聞えるから、私らのように正義感に燃えている人たちは納得できない。ニッポン放送のときにあなたが出たおつたんですが、質問者が、石田さんあたりにしよつちやう出てもらつてやらなくちゃまずいということをやつた。そして、事務官僚といふのはテスト・ケースであつて、質問をさしてもその答弁ができないやうなやつでは、事務官僚の資格がないといふやうなことを言つておりましたが、

う。政府にそういう親切があつて、みんなに聞かせるという気持があれば、あえてそういう金を使つてもやらなければならないのですが、深夜の二十二時、三時などに、野らから帰つた人など疲れてしまつて聞いている人はいないです。そういうことまで具体的に配慮しないかということが、これはあなたの理論からいつても納得できない。番組編成については、質問者は全部おまかせする、こうなつていますが、これはたまたま二十日ですが、この前の、例のニッポン放送でやつてゐるのを聞きました。その次の日の、二十一日の朝日新聞を見ると、スポンサーの問題にしても、政府は出演者が気に入らないからといって、第一回のときにも、現に千葉さんと坂西さんの二人を政府の方で切つてゐるんじゃないですか。こういう点からいつても、やはり自分の方で都合の悪い人たちは、何かしら政府の方でもつてけなすということでは、それはもうすでに放送番組の自主性に関与することであつて、あなたの方で質問者は全部おまかせするといつても、現に第一回の放送のときにやつてゐるじゃないですか。それはまるつきりわれわれをこまかしてゐるやうに聞えるから、私らのように正義感に燃えている人たちは納得できない。ニッポン放送のときにあなたが出たおつたんですが、質問者が、石田さんあたりにしよつちやう出てもらつてやらなくちゃまずいということをやつた。そして、事務官僚といふのはテスト・ケースであつて、質問をさしてもその答弁ができないやうなやつでは、事務官僚の資格がないといふやうなことを言つておりましたが、

う。政府にそういう親切があつて、みんなに聞かせるという気持があれば、あえてそういう金を使つてもやらなければならないのですが、深夜の二十二時、三時などに、野らから帰つた人など疲れてしまつて聞いている人はいないです。そういうことまで具体的に配慮しないかということが、これはあなたの理論からいつても納得できない。番組編成については、質問者は全部おまかせする、こうなつていますが、これはたまたま二十日ですが、この前の、例のニッポン放送でやつてゐるのを聞きました。その次の日の、二十一日の朝日新聞を見ると、スポンサーの問題にしても、政府は出演者が気に入らないからといって、第一回のときにも、現に千葉さんと坂西さんの二人を政府の方で切つてゐるんじゃないですか。こういう点からいつても、やはり自分の方で都合の悪い人たちは、何かしら政府の方でもつてけなすということでは、それはもうすでに放送番組の自主性に関与することであつて、あなたの方で質問者は全部おまかせするといつても、現に第一回の放送のときにやつてゐるじゃないですか。それはまるつきりわれわれをこまかしてゐるやうに聞えるから、私らのように正義感に燃えている人たちは納得できない。ニッポン放送のときにあなたが出たおつたんですが、質問者が、石田さんあたりにしよつちやう出てもらつてやらなくちゃまずいということをやつた。そして、事務官僚といふのはテスト・ケースであつて、質問をさしてもその答弁ができないやうなやつでは、事務官僚の資格がないといふやうなことを言つておりましたが、

あなたが、もうそれはしよつちゅうこへ来てやるんだと、こういうことを言った。ところが、さっき言った話を聞けば、しばらくの間出るだけであつて、あとはいくらかすると、そういうことを言っている。しかし、あのときはそう言っておりません。質問者に答えてあつたことを言っているのじゃないですか。そのときばかりのことをやられたのじゃ、われわれ実務関係者を担当する委員として、どうも信頼できない。そういう支離滅裂なことを言わないで、一貫して、われわれに納得できるようなことを言つてもらいたい。どうも政府としては、自分たちの思うことを、政府という名をかりて、政略の政策をやるんだというふうに、国民が心配するのは当然だと思ふ。こういう点を明確にしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(石田博英君) まず最初に、言論統制というような傾向とか、底意というものはございせん。この問題を、こういうことを計画しました。発端は、石橋内閣のときでございせん。私も多年言論界に住んでおつたものでありますから、言論統制をしようというかつてのいろいろの動きに対して反対してきたものでございせん。それから、そういう考えは全然ございせん。それからNHKを使わないことをいろいろおっしゃいましたが、NHKの企画にも当然応じております。しかし、これに対して過度の注文をつけることは、私どもとしては差し控えたいと思つております。

それから民間放送を利用いたしますのに、時間の問題をおっしゃつておりますが、時間は可及的にそういうふう

うに希望をしてやつたのでありますけれども、すでに組まれております時間の関係から結果的にこうなつたのであります。次の、つまり七月から先の編成に當つては、できるだけ早く聞かれるように、さらにその努力をしたいと思つております。

それから私が出る出ないの問題は、第一回の放送では、二回目から、すなわち今週からは全く事務的に担当者に説明をしようという計画であります。しかし、この計画をするために、いろいろ御意見を聴取したわけでありまして、その際に事務官が説明したわけでは、どうもわかりにくく、かえつてむしろ傾向になる傾向があるが、そういう傾向については心配ないか、むしろ私が積極的に出るようにした方がよいという御意見があらまされたので、そういう御意見があるならば、これは私も出ましよう、毎日出るようになつてしましよう、というお答えをいたしました。毎日出るようになつてしましようということは、説明者がだんだんそういうことになつてくると、またそうして聞かすことを希望して、毎日出ようという計画は初めから、私自身もあつたわけではございせん。それからプログラムの話であります。プログラムの編成、質問者等につきましては、さきから申し上げておきます通り、わかりやすい質問、それから親しみやすい質問者、そういうことを私どもの方は希望いたしております。千葉さんとか、あるいは坂西さんとかという方、今、名前をあげておいでしたが、そういう方がきまつて、そうして持つてきましたものを政府が拒否したという事実はございせん。

拒否したという事実はございせん。私どもの方では、まあわかりやすい、親しみやすい人、こういう人を質問者たに選んでもらいたいというのを言うたのであります。きまつたものを政府が拒否したという事実はございせん。

○鈴木強君 私は、官房長官の責任ある答弁を聞きまして、あなたがほんとうにおつしやつたような精神で今後この時間をやつていただきたいというのを特にこの際申し上げておきますが、ただいまのこの番組の問題につきましては、これはあなたがきまつた質問に答えて、これは自由になつてもやつていただくのだ、こういうふうにおつしやつたのです。ところが、私はこの朝日新聞を見ると、千葉さんと坂西さんが親しみやすい人といふますが、そうではないのですよ、あなたが言つておられるのは、要するにわかりやすい問題点を言つてもらつて、そしてわかりやすく答えていく、そしてそれがみんなに伝わっていくことを希望するのであります。親しみやすいとか何とかいうことでなしに、問題は平易にものをやつてくれる人であればいいんですよ。私も、千葉さんと坂西さんがどういふ人であるか、ほんとうをいふと知らぬのですが、少くともそれぞれの肩書きを持つておられるので、いっばしの良識のある方ですから、やはりそういう意図があると思ふ、そういう人はそういうふうに、これは簡単にできると思ふ、むしろさしつかせしうと思ふ、むしろ思ふべきです。簡単にしようと思ふことができるのです。何もふだんかたかく話をしていられない、その時間だけ簡単に話をしていられない

いうことではないと思ふのですが、その辺はやはりその裏にあるものを心配するのです。たとえば千葉さんと聞く、その二人を出したのだが、それだめだと思つたので、もう一人の人を出したのだがまたそれだめだ、ということでも断られたということを開いておられるが、そうすると、これはだれが一体あつたわけですか。たとえばこのおみさんでも、どこの人でもいいから、わしはこういふことでやりたいというところをおつしやつたときに、あなたの方じゃ何を調べるのですか。この人は今までどういふことをしておつたとか、この人を出したらちよつとかなるからこの人がいいとか、そういうふうなところまで、思想的な、言論的の方まで調べ上げなければ許可しないという方針なんですか。その辺はもっと私は機動性があつてほしい。ただ千葉さんと坂西さんというところだけでなしに、何かしら政府の思うようなことを言つてくれるような人でなければだめだ、思うようなことを言わなければ拒否するのだということがあるのじゃないかということ、これを僕は心配するのですよ。そういう意図で親しみやすい人というのはどういふことなんですか。

○政府委員(石田博英君) 千葉さんと坂西さんはあなたが名前をお出しになつたので、私はその名前をあげたのであります。

○鈴木強君 朝日新聞にちゃんと書いてあります。

○政府委員(石田博英君) 新聞のことは私は知りません。新聞がどういふ報道をされたかは私は知りません。それは私も読んで知つておられますけれども、

私の関知したことではございせん。ただ、私は問題の主眼点は、新聞の第一面を読まないような人々にこの政府の行政というものをわかつてもらうことが主眼である。従つて、まあざつとばらんに申しますと、政府の役人というふうな名前を出してみましたが、そういう人たちに興味を引けません。従つて、今度は質問者の方に興味を持たせようということもこれはやはり主眼点であらうと思ひます。だから、質問者はいかにいふ人であるか、どういう人でないかということとは別問題として、政治に関心を持たない人でもよく名前を知つていふような質問者、これは私どもは一つの見点でないかと思つております。

それからそれは相当な良識の人であるから、わかりやすく話をしてくれ、わかりやすく質問をしてくれといえ、そういうふうになつて下さる人もあります。そういうけれども、おそろしくそこにはその人その人の持味があることだと思ひます。しかし、その具体的な人のお名前について、私どもの方からは申したことはありせん。私は、この放送の目的はそういうところにあるのであるから、答える方の人、いわゆる何と申しますか、大衆性というものが、ない場合においては、質問者で聴取者の注意を引くというような心がけを考えてもらいたい。それから問題の出し方は、やはり平易な親しみやすい言葉でやつてもらふようにしたい、こういう点だけは繰り返して広報参事室に申しております。しかし、ほかの具体的なことについて、いろいろ注文をしたらなんかしつたことはございせん。

私どもの方では、まあわかりやすい、親しみやすい人、こういう人を質問者たに選んでもらいたいというのを言うたのであります。きまつたものを政府が拒否したという事実はございせん。

○鈴木強君 そうすると、これは私は天下の三大新聞といわれる朝日新聞にこう書いてある。「政府はスポンサーとして、気に入らない出演者を拒否できる立場にある。第一回の放送で、放送局が予定した千葉、坂西の二氏は「カオブルが固すぎる」と政府からけられた。これが政治的な配慮からという場合も起り得るわけである。」、こう書いてある。この事実は、事実じゃないというのですか。それはあなたは知らぬが、だがこういうことを言ったのか、私は明確にしておきたい。

○政府委員(石田博英君) おそらくそれは私の趣旨に沿って担当者が相手方を話をするのであります。従って、私の趣旨は大衆性を持つて、さきから申し上げるような趣旨の人を選んで、そういうふうにするべきだということとは繰り返して言っているものであります。そして、そういうことはその趣旨にのっとって人を選んでもらうということが問題なんです。その人の思想的動向等に別に関係はございません。だから、まあいけば今まで政府のやっていることに関心を持たない人でも、あるいは極端なことをいえば、人気歌手が質問をする、政治問題や行政問題の質問をするなら、どんなことかと思つて政治に注意を引かせることも、政府と国民を近づける私の一の方法だと思ふ。そういうことについては、広報参与室に私は繰り返して申し上げてどういふようなことが行われたかということは私は承知いたしませんし、またその新聞の記事の責任を私は負うわけにも参りません。

○鈴木強君 それはいいです。ここで

あなたと議論しようとは思わないのですが、ただあなたは質問者に対しては放送局にまかせていると、こういうふうに言っているが、このようにここに書いてある。そうであるならば、放送局がこういう人とこういう人に出てもらいたいということを言ってきたのかかわらず、それを拒否したということとは、あなたの理屈からいえば、要するに親しみやすい人、わかりやすくやつてくれる人、こういうことをおれは言っているから、おれの部下がやつたであらう、こう逃げていくが、少くとも責任は、質問者は放送局にまかせてあるというのを明確に言ったのであるならば、なぜ放送局がこうしてくれということをおあなたの方が拒否したかということをおあなたの方です。理論的に追究している。

○政府委員(石田博英君) 私は二つ申し上げておきます。一つは、本放送の目的が何であるか、その目的に沿っているものであるかどうかということ、私の部下の責任を持っています。従って、その人がその判断に基づいていろいろ相談をすることはあり得ると思ひます。しかし、私の方からこういう人がどうだ、ああいう人がどうだということをお命令したり指図したり、ということとはいたしません。その意味においては質問者は向うが選ばれていいのであると思ひます。しかし、その選び方において、私の基本的に申し上げておきます大衆性を持たないということとあまり一致しないという場合におきましては、担当者はそういう意見を述べることもあり得ます。だから、私の申し上げておきますことは二つ、この放送

に當つての心がまえとしては二つであります。だから、その二つを一致させていきたいということでありま。

○鈴木強君 ちょっとくどいようですが、聞きたいのですが……

○委員長(鈴木幸弘君) 鈴木さん、あまり時間がないようですから……

○鈴木強君 問題は、あなたが質問者は放送局にまかせてあると、こうおっしゃったんですね。おっしゃった。しかし、これは原則的なものであつて、要するにあなたが二つある、二つあると言われたその一つだと思ふが、あなたの言われている親しみやすい人、あるいはよくわかりやすく上手にやつてくれる人、そういう人でない場合は、要するにそれに対しては政府の方として、これは出てもらつては困る、こういうふうに言うことができるということですね。要するに放送局にまかしたとすれば、放送局はあなたの方の考えている構想なり、そういうものを十分了承した上で引き受けているでしよう。スポンサーもそういう目的でやっているわけですから、政府の企画室と実施の内容、構想等について話し合ひ、その使命を帯びて民間放送がやるわけですから、その際には、少くともそういう趣旨を体して放送局は適任な人だと思つて選んだと思うのです。そうすれば、放送局ではあなたの意に反した人を選んだということになるわけだ、結論として、そういう場合には政府は拒否するのだ、こういうふうな理解していいんですね。

○政府委員(石田博英君) それは形式的に向うが決定して、こちらが持つてきたものを拒否するというものではな

いのです。お互いに政府の趣旨を徹底させるための相談、こちらにもこういう企画機関があるのでありますから、その人方と相談をされて、相手の時間もございまいし、都合もありましようから、そういう相談もございまいし。ただし、意識的に質問者をどうしようというところはございませぬ。

それからわかりやすく解説をするということは、むしろ解説をする側におもな責任がありますが、その問題の出し方、聞き方というところが、非常な高度なものになりますと、勢い大衆から遊離する、従つて、あまり今まで政治に関心を持たなかつたような人が質問するのが適當ではないかというのがこの計画の基本的な考え方の一つであります。

大へん恐縮ですが、私三時からの約束、他の会議がございしますので……

○鈴木強君 もう質問しませんが、このところは非常に大事です。官房長官、あなたはよく答弁しておるのですが、僕らはやはりあなたの言っていることと、次につれてくる答弁の中身というものは實際納得できないのです。率直に言つて、僕は急所だけをじつと聞いておりますから、じゃ、放送局にまかしてあるかといへば、まかしてあると言つてみたり、ないと言つてみたり、拒否することもあり得るかと聞くと、それでもない、こう逃げるのだが、そこら辺が政治的な答弁で私にはわからぬのです。ここでやつても仕方ないから、私は見ておりません。あなたの言われるようなふうな趣旨でいかなければあなたの責任を追及します。そういうことで十分国民の納得できるような放送をやつてもらいた

いと思ひます。私はこれで終ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 官房長官は三時までの約束でございしますが……

○森中守義君 わかつています。私は、さつき山田委員が諸外国の例を引用していろいろ質問されました。これに対する石田さんの答弁というものは、本質的にこういうことを、言論報道機関に政府が手を出すことがほんとうに正しいかどうかという確信があるお答えが出ていない、やはり疑念があると思ふのです。また私も官房長官の話を聞いて、現在は官房長官のニュースでやるんで間違ひはなからう、こういうふうには思ひますが、いわゆる内閣がかかる、また官房長官がかかるかもしれない。要するに今問題になるだろうというのは、運営上の問題であつて、一歩この運用を誤れば、これは大へんなことになります。それでこれから今まで長く放送法審議会というものが設置されておりますが、こういうことが、官房長官の計画のように、ほんとにいいことである、しかも、現在の電波法あるいは放送法に照らして間違ひないという確信があれば、私は審議会あたりでかなりこの問題はもつと早く論議の対象になつたと思ふ。それが一回もそういうことが論議の対象になつておりません。ということとは、學者あり、あるいは放送の経験者あり、そういういわゆる国民を代表するような専門家が寄つてみて間違ひないという判定がつかないから、政府がこの言論報道機関にみずから手を出すことについての可否の結論が出ていないと思ひます。それでですから、もう少し私は慎重に政府の方ではおやりにならなければ、言論統制ではないとお

しゃるけれども、下手すると言論統制になります。官房長官の言葉のうらはらの中にも、民間放送が一定のプログラムを持っていて、しかし、それは政府の意思に沿わないから、官房長官みずから出ていったんだというように説明がさつき行われております。すでにしてそういうような民間放送では一定のこの種の計画を持ったという事実を御存じであれば、やはりこれは今日の言論報道機関というものは、私はそれぞれの自主性を持ち、しかも、社会の公器として政府の方針を正しく国民に伝え、あるいは国民の批判を培養させていくような、そういう企画やあるいはまた計画というものを民間放送は持っているのではないかと思うのです。ところが、政府の趣旨に沿わないから、それはやはりみずから出ていったのだ、こういうような説明が途中で行われておるし、一步、運営を誤まれば、私は大へんなことになると思ふ。しかも、一体運営が正常であるかどうか、官房長官の言われる通り行われておるかどうかを見るのは、今日、郵政省が以前だとラジオ監督というのをやっておったけれども、今はそれを取り締る、常時見ているところは何かございませぬ。従って、一方郵政省がそういうものをやられたとしても、これはやはり内閣の方針だということでは押えられていけば、政府の思う通りにやはり言論統制、こういうワク内へ私は入っていくのじゃないかと思ふ。従って、そういうことを後日のために、私もは十二分にここで議論を尽しておかないと、今政府のそういう措置を一体いいことか悪いことか、判断をつけるものはこの委員会あるいは国会以外にはない。それですから、もう少し私は慎重に放送法審議会あたりにこういう意見を出してもらって、政府がやろうとしているけれども、これは放送法あるいは電波法の精神に合致するかどうか、どうだろうか、言論統制にならないだろうか、こういう程度の意見を審議会の方にお求めになるのは当然なことだと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(石田博英君) この仕事を始めることについて、さつき山田さんからの御質問の中に、諸外国の例その他について、私のはっきりした答弁がない、それから政府がこれをやるにいての確信がないという御質問であります。諸外国の例は参考にはいたしません。しかし、諸外国がやっていたことがないからといって、日本がやると悪いことだとは思いません。それから政府が自分の行おうとすることを、でき得る限り親切に、そしてでき得る限り広範な層に知らしめようとすることは、むしろ政府の責任であると考えております。

それから私がもう一つ申し上げておきたいことは、政府の時間というものであります。他の時間の構成について何らの関与をする意思はございません。言論の統制は、他の言論についてこれを禁止する、制限をするというところに統制の本質があるのであります。私どもは、他の放送について、何らそういうことは考えておりません。さつきから申します通り、私は操縦艇で育った人間でありますから、そういうことは断じていたしません。

○森中守義君 それでは、たとえば問題の組上に出た時事問題について、こういうものを一つ例にとりますと、やはり私はこれが政治的である、そういったようなこともあり得ると思うのです。たとえばこの前の海難事件であるとか、こういう問題をいろいろ組上に出された場合に、一体なぜあのような事件が起きたか、しかも、その責任をずっと探求していけば、やはりそれは歴代内閣の責任であつたとか、政治の貧困によるものとか、そういうことを国会では今追及している。ところが、国民に対してはそういう政府の責任というものは巧妙に隠されて、現地でいけないうか、そういうことになれば、ほんとうに国民の公正な政治に対する判断というものができないのじゃないか。それですから、私は運用上非常に危険である、こういうことを強調しているわけです。

○政府委員(石田博英君) 私どもは非常に広範な問題について、ただいままで申し上げましたような基本的な方針においてやっていくこととするのであります。その広範な問題の、しかも、まだやってもいい、しかも、私どもが取扱いをしようと思つていない種類の問題であります。さっきの経済とか再軍備あるいは時事問題とかというようなものは、この時間において私どもは取り扱おうとも考えておらぬ問題であります。そういう問題を仮定せられていろいろな御議論をなさることについて、私どもは何とも申し上げようがありません、そういうことをやる意思がないのですから。

○森中守義君 大へんけつこうな考えだと思ふのですが、過去の日本の政治の歴史というものが、やはりそういうことを繰り返しているのですよ。あなたが在任中はそれで済むかもしれない。しかし、あなたのあと、あるいはそのあと何代も官房長官かわるでしよう。おそらく政治情勢はもつと変わっていくでしょうが、そういう歴史をわれわれは再び繰り返していかぬ。だから何回も申し上げるように、こういうことが放送法あるいは電波法を中心にして、ほんとうに政府が直接に言論報道機関に手を出すことがいいか、悪いことかというのを検討してもらつたらどうなのだろうか、こういうことなんです。

○政府委員(石田博英君) 過去の官僚、軍閥の政治の時代の傾向を、私は少くとも今までの言論生活、政治生活を通じて自由主義者として一貫してきたつもりでありますから、そういうような傾向を例にとられても、これは私にとつては当てはまらないことではございません。

それから政府の行政施策というものを国民に周知徹底させることがいいか、悪いことかということは、人に聞くまでもない、私はむしろ政府の責任であると考えております。

それから、私のあとの人がその運用を誤まつた場合どうするということをお聞きになりましたけれども、これは客弁をいたす限りではございませぬが、しかし、そういうことにならないように、私が運営する時代に、運営のいい前例を作っておきたいと思つております。

時間がどうしても間に合いませんから……

○森中守義君 この問題はやはりかなり重要ですから、郵政大臣の方でも放送法の審議会あたりに一回出してもらつて、官房長官、あるいは強気で言つておられますけれども、これはやはり重大だと思ふのです。それでまあ私どもは継続質問という格好で、将来もこの問題については重大な関心を払つていきたいと思ふので、できれば審議会に一回相談してもらいたいと思ふ。根本的にいいことか悪いことか、そのことの結論が出ないと、運用上間違いない、あとあと心配がない、こういうことだけでは済まされませんので、その点、特に私は郵政大臣に要望を出しておきます。

○国務大臣(平井太郎君) 承知しました。

○政府委員(濱田成徳君) 審議会というのは、臨時放送法審議会ですか。

○森中守義君 そうです。

○政府委員(濱田成徳君) それならばただいまもうこれは解散してないわけですから。——電波監理審議会……

○森中守義君 放送審議会というものはあるのじゃないですか。

○委員(鈴木孝弘君) 速記とめて下さい。

○委員(鈴木孝弘君) 速記をつけて下さい。

○鈴木孝弘君 私はこの際、大臣から答弁は求めませんが、当面する緊急の問題として強く要望しておきたいと思ふますが、それは御承知の通り、三公社五現業に対して、仲裁裁定が出され、これに対しては政府が実施をするという議決と、それに伴う予算措置をおやりになっておる。参議院では社会労働委員会、今その議決の案件を審議中ですから、私はその内容について

は触れませんが、ただ共通して電通の場合も郵政の場合も言えることは、やみだやみだといった問題については、昨日来、私もずっと衆議院の方も傍聴しておりますが、合法的に出し得る金であつたということは明確になつたわけであつた。あまりやみだなどという言葉を大蔵省で言うもんだから、いつの間にかまじめによつて居る従業員が何かしら悪いことをしておつたような印象を受けたことは、私も残念に思うのですが、その点は明確にされたと思ひます。そこで、そういう仲裁に対する議決と予算の措置をとつておられるのですが、問題は、昨日の衆議院における社会労働委員会において、いわゆる第一次確定の六百円ですね、これについては、確かに問題があると思ひ、しかしながら、第二次の確定分——電通で申しますと五百七十円の分につきましては、これは将来何とか調整しなさい、こういうふうには仲裁裁定にも書いてあるのですが、それを政府は今度引いておる、三分の一を、ところが、それに対する藤林委員長のお話ですと、今回からは引かないで、よくということが仲裁の趣旨だと、こう言われておるのです。そうしますと、仲裁の解釈上、非常に疑義が国会の中に出てくるわけですね。私はやはり仲裁を尊重するといふ態度であるならば、仲裁委員長のおっしゃる、今回は引くべきじゃないという態度に立つて政府は予算措置をすべきじゃないか、こう思うのです。その点が非常に不明確である。でありますから、当委員会としては、特に郵政、電通の担当大臣である平井郵政大臣ですね、閣内におきましてもどうか一つ、その点については、非常に

不明確ですから、第一点として、仲裁の言われているような形でやりになるように、格段の御協力を賜りたいと思ひます。

もう一つは、今回補正予算の提案されましたそれに対する予算総則の中で、給与総額の基準内、基準外を分けて、従来は公社当局が自主的にできる問題を、あえて基準内、基準外の適用についても——適用という操作についても、郵政、大蔵大臣が協議をしなければならぬ、こういうような形に制約を加えてきております。そうなりますと、公労法上の団体交渉権というものは、給与総額内における賃金改訂については、弾力条項を含めて、その範囲であるならばやり得たわけですね。もちろん弾力条項の場合には、郵政大臣の許可が要りましたが、やり得た。ところが、それが、少くとも給与総額の中でもやれないということになると、団体交渉権を否認するような形になるのではないかと私は思ふのです。そういう精神からいいますと、今度おやりになっておる給与総額内部を二つに分けて、これに対して承認を得るということに対しては、非常に問題があると思ひます。こういう点につきましても、問題が二つとして出ておると思ひますから、こういう点につきましても、一つ所管大臣として格段の御協力をいただきたいと思います。この円満な解決にお骨折りいただきたいと思ひますが、この点を一つ御要望申し上げておきます。

それからもう一つ、私は、もう三回か四回前に、大臣に特別にお願いをいたしました。国際電電公社の越後屋ビルに引越したときの経緯と、それから

今度新しく庁舎を作つて引越したその時の経緯と、それからさらに新しい庁舎を建てたときの契約の内容、それからその実施状況について、資料を求めておつたのですが、今日に至るもまだ私たちの手元に来ておりません。一つ、早急に国会へ出していただくように、この点も重ねて要望しておきます。これで終わります。どうもありがとうございます。

○委員長(鈴木幸弘君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十九分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、有線放送電話に関する法律案

有線放送電話に関する法律案
有線放送電話に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線放送(以下単に「有線放送」という。)の業務を行うための有線電気通信設備及びこれに附置する送受話器その他の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他これらの有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること(有線放送たるものを除く。)をいう。

2 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送電話業務を提供する業務をいう。
(業務の許可)
第三条 有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)
第四条 郵政大臣は、前条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
一 その住民が社会的経済的に相互に比較的關係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつて居る地域を業務区域とするものであること。

二 その業務区域が同一の市町村内にあること。
三 その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行ふものでないこと。
四 その業務を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。
五 その業務の用に供する設備にもつばら通話の用に供するため線路がないこと。

六 その業務を行うことが公益上必要であり、かつ、適切であること。
(許可の有効期間)
第五条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。)の申請により、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。
(業務区域)
第六条 有線放送電話業者は、その業務区域外の場所にその業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話業務を提供してはならない。

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

3 第四条の規定は、前項の許可に準用する。
(契約約款の届出)
第七条 有線放送電話業者は、有線放送電話業務の料金その他の提供条件及び当該有線放送の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

(線路)
第八条 有線放送電話業者は、もつばら通話の用に供するための線路を設置してはならない。
(地位の承継)
第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。
(許可の取消)
第十条 有線放送電話業者が、前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者が、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

第十條 郵政大臣は、有線放送電話

業者が正当な理由がないのに、六月以内にその業務を開始せず、又は六月以上引き続きその業務を休止したときは、第三條の許可を取り消すことができる。

2 郵政大臣は、第六條第二項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその拡張した業務区域においてその業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 郵政大臣は、有線放送電話業者がこの法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三條の許可を取り消すことができる。

4 郵政大臣は、前三項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその有線放送電話業者に送付しなければならない。

(報告)
第十一條 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関する報告を求めることができる。

(聴聞)
第十二條 郵政大臣は、第十條第一項から第三項までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)
第十三條 この法律の規定による郵政大臣の処分不服がある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前條の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)
第十四條 第八條の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第七條又は第九條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算

して二月を経過した日から施行する。

2 有線電気通信法の一部を次のように改正する。
第九條の次に次の一条を加える。
第九條の二 二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第三條の許可を受けた者は、その一の業務区域内の有線放送電話業務（有線放送電話に関する法律第二條第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

2 有線放送電話業務の用に供する設備と公社又は会社の設置する有線電気通信設備とは、相互に接続させてはならない。

3 前二項の規定は、前條第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、適用しない。

第十條第一号中「前條第一項第一号を」「第九條第一項第一号」に改め、同條第二号中「前條第一項第三号」を「第九條第一項第三号」に改め、同條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 有線放送電話に関する法律第三條の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき。

第二十五條第三号中「第九條第一項」の下に「又は第九條の二第二項若しくは第二項」を加える。